委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事	● 市区町村長等	
2. 都道府県名	香川県		
3. 市区町村名	さぬき市		
4. 届出番号	6		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/information/social_security_tax_number_syst		

執行機関名 さぬき市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者が現に居住する住宅の改造費用の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		さぬき市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項 障害者が現に居住する住宅の改造費用の助成に関する事務であって市長が別に定めるも の
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律 第百二十三号)第1条	さぬき市障害者住宅改造促進事業実施要綱(平成18年告示第67号)第1条
○ 事份 ○ 座日 入(3 日 H)	キスト5 八亜ね陰宝垣九井一ビフに反る公日 地は出活士採車業スの仏の士採む絵	第1条 この要綱は、65歳未満の視覚障害者又は肢体不自由者で、障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳を所持しているもの(以下「障害者」という。)が在宅での生活を容易にできるようにするため、現に居住している住宅を改造しようとする場合に、その改造費用の一部を助成することにより、当該障害者の在宅の生活の継続を支援するとともに、家族等介護者の精神的・肉体的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		さぬき市障害者住宅改造促進事業実施要綱(平成18年告示第67号)